

シーニックバイウェイ北海道 基本方針・実施要綱の改訂

シーニックバイウェイ北海道推進協議会

平成 2 8 年 8 月 4 日



▼ 基本方針・実施要綱の見直しの背景

- 現行の基本方針・実施要綱は、支笏洞爺二セコルート及び大雪・富良野ルートの2ルートをモデルに制度設計
現在、12の指定ルート、2つの候補ルートに拡大
- 地方創生、観光立国等、国全体の諸計画の動向に応じた対応
時代に適応した制度に見直しが必要

▼ 基本方針・実施要綱の見直しの視点

- シーニックバイウェイ北海道推進協議会の構成

実質的な機関での議論の場へ見直し

現在、17団体・機関 13団体・機関に変更

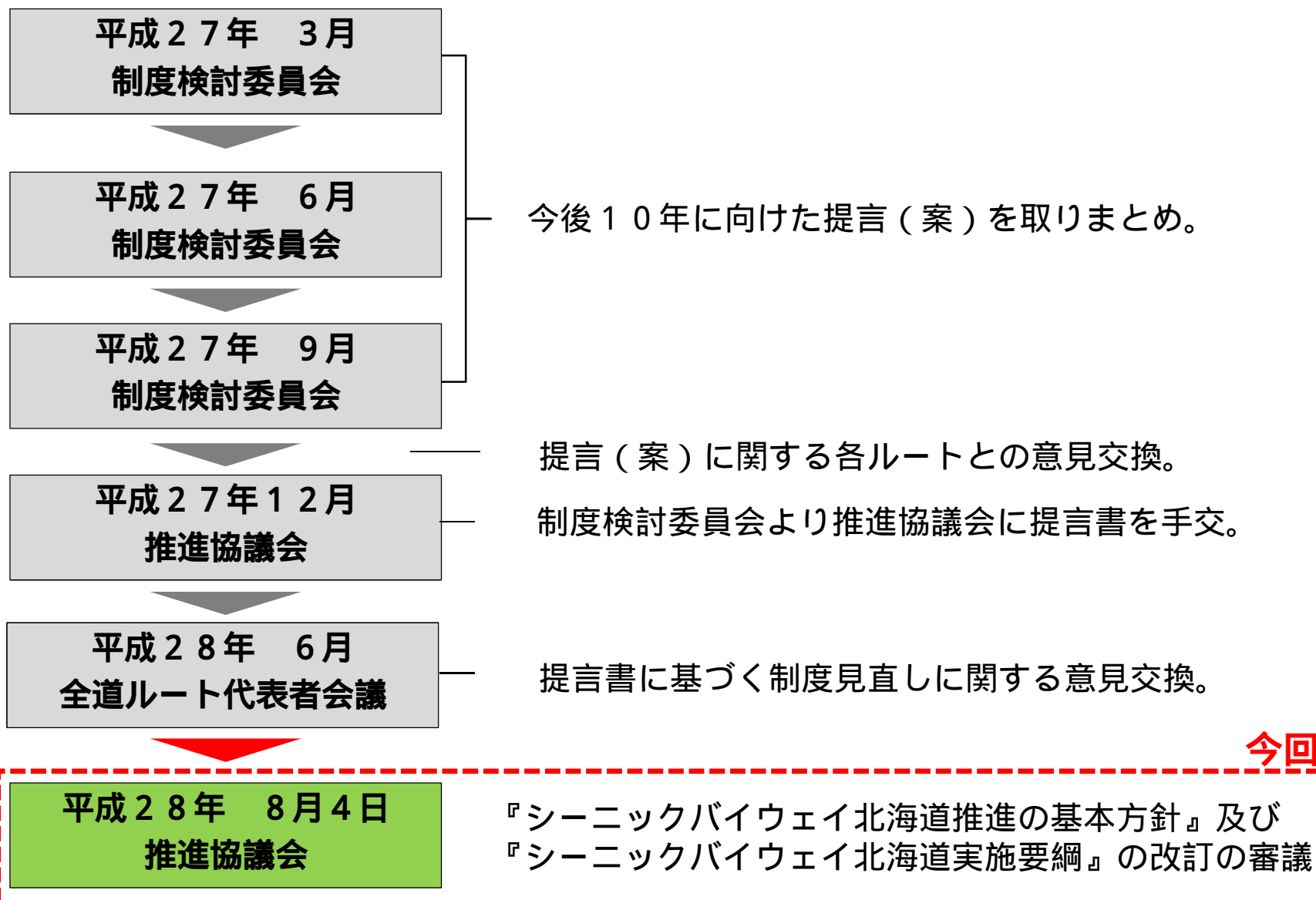
4団体・機関は、広報協力を主とする「協力団体及び機関」
に移行

(2) シーニックバイウェイ北海道 基本方針・実施要綱の見直し



Scenic Byway HOKKAIDO

▼ 検討経緯



(2) シーニックバイウェイ北海道 基本方針・実施要綱の見直し



Scenic Byway HOKKAIDO

▼ 制度検討委員会の提言 これまでの課題を踏まえた対応方針

1) 推進協議会のあり方

提言 抜粋	推進協議会は、主体的立場で推進に関わる団体及び機関で再構成し、間接的な立場で支援に関わる団体及び機関は、支援機関とするなど体制の明確化を図ること。 推進協議会を構成する団体及び機関において、運営に関して意見交換が可能な者による会議の場を設置し、その際、関係機関の事業や広報と各ルートの運営が連携する仕組みも構築すること。 民間企業との包括連携協定を実効性のあるものとするため、定期的な包括連携企業との意見交換等を行うこと。
対応方針	推進協議会の再構成 ・現在17の団体及び機関を、13の団体及び機関に再構成。 ・4団体については、「協力団体及び機関」と位置付け、広報を継続的に協力。 ・協力団体及び機関は、民間企業も参画しやすい環境とし、柔軟に対応。 提言主旨を「実施要綱第27条に反映」 、 実務判断・支援機関が参画できる会議の場を構築 ・現行の推進協議会メンバーで構成する幹事会を改め、運営会議を設けて、ルート関係者、包括連携協定企業及び有識者も参加できる場として構築。 提言主旨を「実施要綱第9、10条に反映」

SBW北海道の更なる推進に向けた体制再構築



Scenic Byway HOKKAIDO

▼シーニックバイウェイ北海道推進協議会

- 1.北海道商工会議所連合会
- 2.北海道経済連合会
- 3.北海道商工会連合会
- 4.北海道観光振興機構
- 5.日本観光振興協会北海道支部
- 6.日本旅行業協会北海道支部
- 7.北海道農業協同組合中央会
- 8.北海道林業協会
- 9.日本自動車連盟北海道本部
- 10.北海道市長会
- 11.北海道町村会
- 12.北海道
- 13.林野庁北海道森林管理局
- 14.経済産業省北海道経済産業局
- 15.環境省北海道地方環境事務所
- 16.国土交通省北海道運輸局
- 17.国土交通省北海道開発局（事務局）



- 1.北海道商工会議所連合会
- 2.北海道経済連合会
- 3.北海道商工会連合会
- 4.北海道観光振興機構
- 5.日本観光振興協会北海道支部
- 6.日本旅行業協会北海道支部
- 7.北海道農業協同組合中央会
- 8.北海道林業協会
- 7.日本自動車連盟北海道本部
- 10.北海道市長会
- 11.北海道町村会
- 8.北海道
- 9.林野庁北海道森林管理局
- 10.経済産業省北海道経済産業局
- 11.環境省北海道地方環境事務所
- 12.国土交通省北海道運輸局
- 13.国土交通省北海道開発局（事務局）

(2) SBW北海道の更なる推進に向けた体制の構築



Scenic Byway HOKKAIDO

現 行

SBW推進協議会

- 構成員：17の団体及び機関の長
- 役 割：SBW制度の推進、取組の企画及び立案並びに推進
- 事務局：国土交通省北海道開発局

SBW推進協議会 幹事会

- 構成員：推進協議会構成員が任命した者
- 役 割：SBWの取組を推進するために必要な具体的事項に関する企画及び立案並びに推進
- 事務局：幹事長が総括

改正（案）

SBW推進協議会

- 構成員：13の団体及び機関の長
- 役 割：SBW制度の推進、取組の企画及び立案並びに推進
- 事務局：国土交通省北海道開発局

協力団体及び機関

- 構成員：広報等の間接的な協力を得られる団体及び機関
- 役 割：SBWの広報協力等

次長・課長クラス

SBW運営会議

- 構成員：推進協議会構成員が選出した者で構成し、包括連携協定企業の参加、必要に応じて有識者等に参加を要請
- 役 割：SBW各ルートの活動計画に関して、関係機関の制度など必要な助言、企業による活動支援等の調整
- 事務局：国土交通省北海道開発局

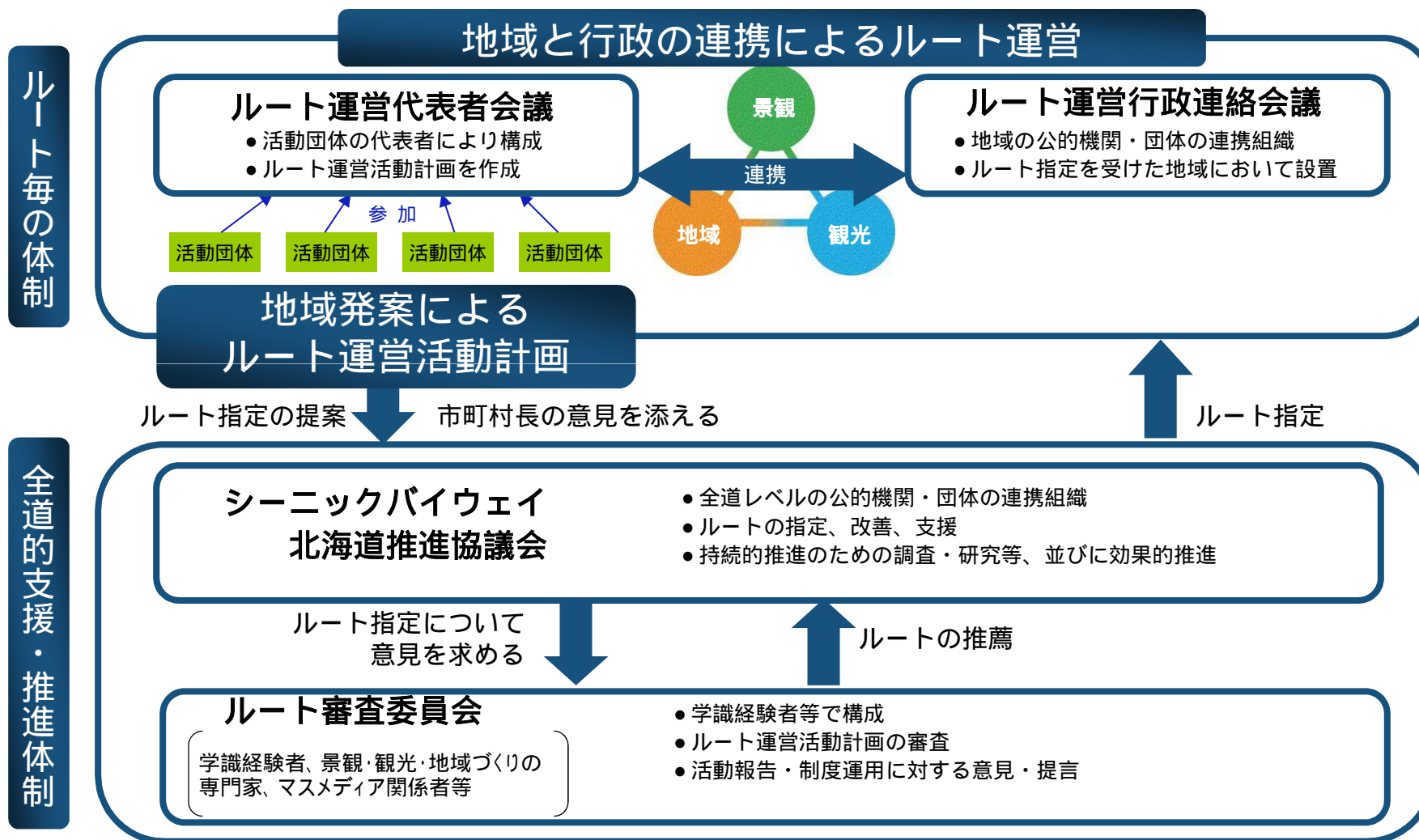
SBW推進協担当者会議

- 構成員：運営会議構成員の担当者に対し参加を要請
- 役 割：SBW推進協議会の議事に関する調整、広報及び支援制度の情報提供等
- 事務局：国土交通省北海道開発局

シーニックバイウェイ北海道の推進体制（当初）



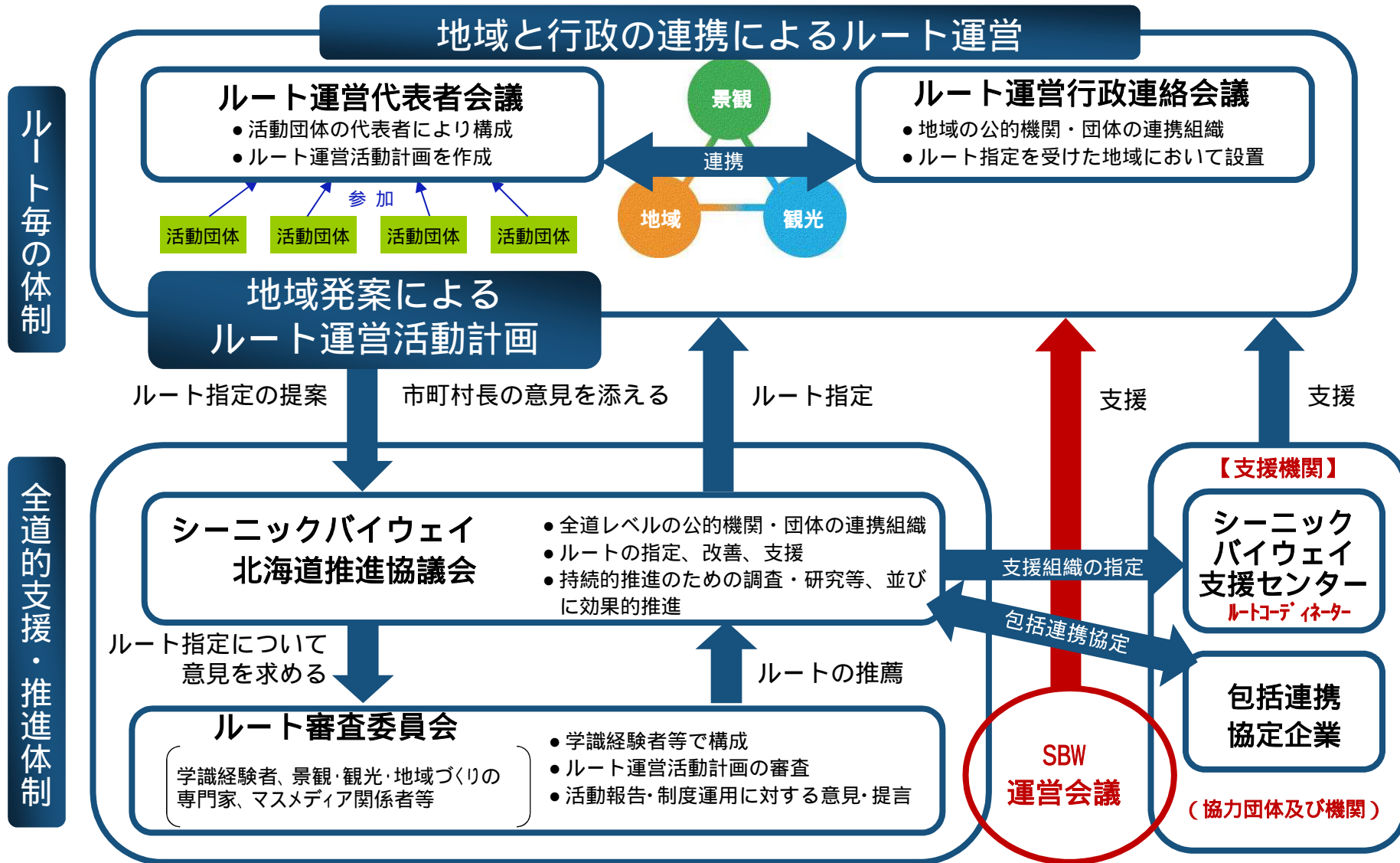
Scenic Byway HOKKAIDO



シーニックバイウェイ北海道の推進体制（改訂）



Scenic Byway HOKKAIDO



▼ 現行のシーニックバイウェイ北海道推進協議会の主な役割・開催時期

	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
推進協	ルート指定、候補ルート登録、包括連携協定の審議（適宜）																	
									バスプロの審議									
幹事会	ルート指定、候補ルート登録、包括連携協定の確認（適宜）																	
	取組の推進に必要な具体的事項の企画及び立案（適宜）																	
推進協事務局	ルート指定、候補ルート登録、包括連携協定の調整（適宜）																	
	持続的推進のための調査、研究、企画立案及び広報活動（適宜）																	
						活動報告・計画受理			審査委員会									
	ルート審査委員会（適宜）																	

■ 現状の課題 ■

- 活動計画を受理した頃には、補助金申請の受付が終了又は始まっている場合がある。
- 包括連携協定企業がルートの活動計画を聞ける場が未整備。



■ 改善等対応方針「運営会議の設置」■

- 次年度のルート活動計画（案）を、前年10月迄に提出を受けて支援を議論。
- 包括連携協定企業が参加できる環境を整備することで支援体制を強化。

運営会議の設置後の会議開催時期（イメージ）



Scenic Byway HOKKAIDO

▼シーニックバイウェイ北海道推進協議会等の主な役割・開催時期

	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
推進協	ルート指定、候補ルート登録、包括連携協定の審議（適宜）																		
								バスプロの審議											
運営会議	ルートの活動計画に関する助言、企業による活動支援等調整（適宜）																		
	会議	ルートの要請等に応じて個別対応が想定される																会議	
推進協事務局	ルート指定、候補ルート登録、包括連携協定の調整（適宜）																		
	持続的推進のための調査、研究、企画立案及び広報活動（適宜）																		
	活動計画 受理						活動報告 受理		審査委員会								活動計画 受理		
		ルート指定等審査委員会（適宜）																	
ルート各会議	活動計画提出	補助金申請検討 企業等連携検討		活動報告 作成提出										活動計画提出	補助金申請検討 企業等連携検討				

(2) シーニックバ イウェイ北海道 基本方針・実施要綱の見直し



Scenic Byway HOKKAIDO

▼ 制度検討委員会の提言 これまでの課題を踏まえた対応方針

2) ルート運営のあり方

提言 抜粋	ルート活動団体の総意による、ルートの目標、代表・事務局の選出、運営・組織体制、ルート活動団体の参加ルールの構築と定期的な点検・改善を行うこと。 ルート運営活動計画は、毎年度末に当年度の活動結果、次年度の活動計画を報告することとなっているが、前年の秋の時点で、推進協議会及び関係機関に情報共有し、補助金を始め、連携・支援等の情報提供の適正化を図ること。
対応方針	社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、5年を目安に推進協議会及び有識者等によるルート視察、意見交換や自主的な点検・改善を行うものとする。 提言の主旨を「実施要綱第21条に反映」 ルート運営代表者会議が、次年度の活動計画（案）を作成し、前年度10月迄に推進協議会に報告できる環境を整備する。 提言主旨を「実施要綱第20条に反映」

(2) シーニックバイウェイ北海道 基本方針・実施要綱の見直し



Scenic Byway HOKKAIDO

▼ 制度検討委員会の提言 これまでの課題を踏まえた対応方針

3) ルート運営行政連絡会議のあり方

提言 抜粋	ルートからの協力要請、課題等を事前に共有し、各機関において支援メニューの事前検討、議題に応じた会議参加者の調整を行うなど、ルート運営に係わる意見交換、協力要請等が十分に行われる会議運営を行うこと。
対応方針	提言主旨を「実施要綱第19条に反映」

4) ルートコーディネーターのあり方

提言 抜粋	ルートコーディネーターの役割を、推進協議会指定の支援団体であるシーニックバイウェイ支援センターが統括すること ルートコーディネーターは、ルートの活動団体の発案を把握し、その実現に向け、関係団体、行政等も含め企画・調整を行う者である。また、自らが発案・企画し、地域資源の掘り起こしや人材等のマッチング、財政援助に関する制度の活用提案に努める。
対応方針	提言主旨を「基本方針 3.(3)全道的推進の基本方針 ク)に反映」 提言主旨を「基本方針 3.(3)全道的推進の基本方針 ケ)に反映」

(2) シーニックバイウェイ北海道 基本方針・実施要綱の見直し



Scenic Byway HOKKAIDO

▼ 制度検討委員会の提言 これまでの課題を踏まえた対応方針

5) 認知度の向上

提言 抜粋	推進協議会は、シーニックバイウェイ制度をわかりやすく説明できる全道的・象徴的な活動に取り組むこと。特に「シーニックバイウェイ」という制度名と合った景観、風景に関する象徴的活動に取り組むこと。 各ルートは、地域に対してルート活動を周知し、若年層、高年齢層を含めた多様な参加を促すため、地域における様々な広報主体の活用や、手法の工夫を行うこと。また、活動参加者がシーニックバイウェイの意義、目的などを伝えられるよう努めること。 推進協議会及び各ルートは、近年増加する外国人観光客、特に急増する外国人ドライブ観光客が、より地域の中心市街地の食堂、商店、観光施設等へ立ち寄る機会を増加させ、消費を促すことを意識した広報を推進すること
対応方針	提言主旨を「基本方針 3.(3)全道的推進の基本方針 オ)に反映」 提言主旨を「基本方針 3.(4)ルート活動推進の基本方針 ア)に反映」 提言主旨を「基本方針 3.(4)ルート活動推進の基本方針 イ、ウ)に反映」

(2) シーニックバイウェイ北海道 基本方針・実施要綱の見直し



Scenic Byway HOKKAIDO

▼ 制度検討委員会の提言 10年後を見据えた取組の展開

1) シーニックバイウェイの取組にあたって考慮すべき事項

提言 抜粋	国、地方計画等との整合 シーニックバイウェイの取組が北海道総合開発計画、創生ビジョン、AP2015などと相乗効果生まれるよう努めること。特に「道の駅」「日本風景街道」「我が村は美しく」「みなとオアシス」「ミズベリング」など他の活動、施策との連携に取り組むこと。 ルート運営の活性化 持続的なルート運営とするため、ルート内のモチベーションの維持、若年層、高齢層、これまで関わりのなかった分野などから持続的に参加者を獲得するための広報、説明、人材発掘等に努めること。また、民間企業の支援・連携、クラウドファンディングなど新たな手法の活用など、自主的な資金の獲得を目指すこと。 経済的活動、地方創生、地域活性化に向けた先駆的な取組の展開 多くの観光需要を地域内に取り込むため、日本人のみならず、外国人にも提供できる「おもてなし事業」や「地域商品の開発」など、経済的活動、地方創生、地域活性化に向けた先駆的な活動に積極的に取り組み、推進協議会は、ルートの商品開発等の経済的活動を支援する仕組みを構築すること。
対応方針	提言主旨を「基本方針 3.(3)全道的推進の基本方針 コ)に反映」 提言主旨を「基本方針 3.(2)ルート運営の基本方針 オ)に反映」 提言主旨を「基本方針 3.(4)ルート活動推進の基本方針 エ)に反映」

(2) シーニックバイウェイ北海道 基本方針・実施要綱の見直し



Scenic Byway HOKKAIDO

▼ 制度検討委員会の提言 10年後を見据えた取組の展開

2) 今後の取組の視点

提言	地域経済の活性化に向けた取組 各ルート内外で活動する既存団体、企業等と連携し、ルートが保有する資源を活かした商品、体験メニュー等の開発、それら商品の売り込み、観光客が地域内で長時間滞在することによる消費拡大に取り組むこと。 地域情報の発信 各ルートは、地域の観光協会、商工会、商店街などの企画等と連携した広報に取り組むこと。その際、ルートの来訪を促すための「地域の見どころを巡るツアー」、「地域の文化を語れる観光ガイドの育成・連携」などのルートを紹介できる仕組みを構築すること。
	移住者、観光客の受け入れ環境整備 各ルートは、「住んで良し、訪れて良し」の愛着と誇りを持てる地域となるよう、景観・観光・文化・自然等の地域資源の発掘・創出に一層取り組むとともに、これらの活用のため、地域資源の維持、磨き上げ、広報する仕組みを構築すること。また、観光形態に対応した観光交通の確保（スイスモビリティ等）に配慮すること。
対応方針	提言主旨を「基本方針 3.(4)ルート活動推進の基本方針 オ）に反映」 提言主旨を「基本方針 3.(4)ルート活動推進の基本方針 イ、オ）に反映」 提言主旨を「基本方針 3.(4)ルート活動推進の基本方針 カ）に反映」

添付資料

改訂案	現行	課題等
シーニックバイウェイ北海道の持続的・効果的推進を図るためには、行政だけではなく、地域住民や活動団体、そして地域を訪れる旅行者も巻き込んだ一体的・総合的な取り組みが必要である。この基本方針は魅力あるルート形成や全道の推進における取り組みの共通指針として定めるものである。	シーニックバイウェイ北海道の持続的・効果的推進を図るためには、行政だけではなく、地域住民や活動団体、そして地域を訪れる旅行者も巻き込んだ一体的・総合的な取り組みが必要である。この基本方針は魅力あるルート形成や全道の推進における取り組みの共通指針として定めるものである。	
１．シーニックバイウェイ北海道の意義 競争力のある美しく個性的な北海道を実現していくため、以下の地域の魅力を高めることがシーニックバイウェイ北海道の基本的な意義である。 地域への愛着、誇りの形成 北海道での旅の快適性の向上、ストレスの少ないツーリング環境の形成 地域ブランドの形成	１．シーニックバイウェイ北海道の意義 競争力のある美しく個性的な北海道を実現していくため、以下の地域の魅力を高めることがシーニックバイウェイ北海道の基本的な意義である。 地域への愛着、誇りの形成 北海道での旅の快適性の向上、ストレスの少ないツーリング環境の形成 地域ブランドの形成	
２．シーニックバイウェイ北海道の目標 北海道の地域資源を保全・改善しつつ、社会情勢の変化に柔軟に対応した地域の主体的な取り組みにより、社会情勢が変化に柔軟に対応しつつ、以下の実現を目指し、魅力的かつ活力ある地域社会の形成を図る。 外国人観光客や道外からの移住者など交流人口の拡大 地域関連産業の振興 地域における雇用の拡大	２．シーニックバイウェイ北海道の目標 北海道の地域資源を保全・改善しつつ、地域の主体的な取り組みにより、以下の実現を目指し、魅力的かつ活力ある地域社会の形成を図る。 交流人口の拡大 地域関連産業の振興 地域における雇用の拡大	４ １０年後を見据えた取り組みの展開 １）シーニックバイウェイ北海道の取り組みにあたって考慮すべき事項 さらに進行する人口減少、高齢化、一方で急増する外国人観光客など、社会経済情勢が変化する中で、地域がおかれている状況を共有し、議論を重ねていくことが必要である。 ２）今後の取組の視点 急増する外国人観光客や、道外からの移住者等交流人口を拡大し、地域の雇用を創出し、地域経済の活性化に繋げるため、新たな視点、価値観から、ルート活動を展開することが重要であり、また、推進協議会発案のもと、全道的な取組として展開することも重要である。
３．推進の基本方針 ルート運営や全道的推進に関わる全ての主体それぞれが、自発性、持続性、公開性、連携性を基本的姿勢として、以下のような考え方に沿い、総合的かつ戦略的に推進する。	３．推進の基本方針 ルート運営や全道的推進に関わる全ての主体それぞれが、自発性、持続性、公開性、連携性を基本的姿勢として、以下のような考え方に沿い、総合的かつ戦略的に推進する。	
（１）ルート指定等の基本方針 ルート指定はシーニックバイウェイ北海道のブランド形成を図るための出発点であり、そのため、ルート指定にあたっては、特に以下のような点に留意する。	（１）ルート指定等の基本方針 ルート指定はシーニックバイウェイ北海道のブランド形成を図るための出発点であり、そのため、ルート指定にあたっては、特に以下のような点に留意する。	
ア）シーニックバイウェイが魅力ある観光周遊ルートとなるために、選択性の高い広域周遊ネットワークの形成が必要である。そのため、北海道内の各地域において、それぞれの特徴ある地域資源の保全・改善を行い、全域におけるルートの体系的配置を推進する。持続的なルート	ア）シーニックバイウェイが魅力ある観光周遊ルートとなるために、選択性の高い広域周遊ネットワークの形成が必要である。そのため、北海道内の各地域において、それぞれの特徴ある地域資源の保全・改善を行い、全域におけるルートの体系的配置を推進する。持続的なルート	

運営を図るためには、地域の熱意が不可欠である。初期段階においては、そうした熱意の強い地域に関して、候補ルートとして登録するなど、ルート指定に向けた積極的な取り組みを推進する。	運営を図るためには、地域の熱意が不可欠である。初期段階においては、そうした熱意の強い地域に関して、候補ルートとして登録するなど、ルート指定に向けた積極的な取り組みを推進する。	
(2) ルート運営の基本方針 個別のルートはシーニックバイウェイ北海道のブランド価値を形成する重要な基本要素である。そのため、ルート運営にあたっては、質の高い持続的な取り組みが必要であるため、以下のような点に留意する。	(2) ルート運営の基本方針 個別のルートはシーニックバイウェイ北海道のブランド価値を形成する重要な基本要素である。そのため、ルート運営にあたっては、質の高い持続的な取り組みが必要であるため、以下のような点に留意する。	
ア) 地域固有の景観等の資源の保全・改善・活用による「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」を総合的に推進するために、行政機関は活動団体等と密接に連携する。	ア) 地域固有の景観等の資源の保全・改善・活用による「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」を総合的に推進するために、行政機関は活動団体と密接に連携する。	包括連携企業、地元の商工会、観光協会等の考慮
イ) 関係行政機関は、地域活動団体等と連携し、ルート運営に必要な社会資本整備や情報発信等を積極的に推進する。	イ) 関係行政機関は、地域活動団体と連携し、ルート運営に必要な社会資本整備や情報発信等を積極的に推進する。	包括連携企業、地元の商工会、観光協会等の考慮
ウ) 地域の活動団体、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、有識者等によるルート視察、定期的なワークショップ等の場において、不断の点検・改善を行い、ルート品質の確保に努めることが必要である。	ウ) 地域の活動団体、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、不断の点検・改善を行い、ルート品質の確保に努めることが必要である。	3 これまでの課題を踏まえた対応方針 2) ルート運営のあり方 ・ルート活動団体の総意による、ルートの目標、代表・事務局の選出、運営・組織体制、ルート活動団体の参加ルールの構築と定期的な点検・改善を行うこと 4 10年後を見据えた取り組みの展開 1) シーニックバイウェイ北海道の取り組みにあたって考慮すべき事項 さらに進行する人口減少、高齢化、一方で急増する外国人観光客など、社会経済情勢が変化の中で、地域がおかれている状況を共有し、議論を重ねていくことが必要である。
エ) 地域に対して開かれたルート運営を図るため、地域活動団体や代表者会議等は、開かれた組織運営を図るとともに、ルート運営における地域住民参加の取り組みを積極的に推進することが必要である。	エ) 地域に対して開かれたルート運営を図るため、地域活動団体や代表者会議等は、開かれた組織運営を図るとともに、ルート運営における地域住民参加の取り組みを積極的に推進することが必要である。	
オ) 持続的なルート運営を図るため、地域活動団体や代表者会議等は、若年層、高齢層、これまで関わりのなかった分野などからの参加者を増やすための広報、説明及び人材発掘等に努める。その際、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成のための行動計画、評価及び改善を行う。		4 10年後を見据えた取り組みの展開 1) シーニックバイウェイ北海道の取り組みにあたって考慮すべき事項 ルート運営の活性化 持続的なルート運営とするためには、ルート内のモチベーションの維持、若年層、高齢層、これまで関わりのなかった分野などから持続的に参加者が増えるための広報、説明、人材発

		掘等につとめること。その際、可能な限り具体的な目標（参加人数、収益、満足度アンケート等）を設定し、その達成のため具体的な行動計画、評価、改善等を行うこと
カ）ルート運営活動計画の推進に主体的に関わる者が議論する場と個別の活動やプロジェクトを推進する者が議論する場を設ける等、各活動団体の関係者が広く話ができる柔軟な運営体制となるよう努める。		3 これまでの課題を踏まえた対応方針 2）ルート運営のあり方 ・ルート運営活動計画の推進に主体的に関わる者が議論する場（役員会、事務局会議等）と、個別の活動やプロジェクトを推進する者が議論する場（部会方式、プロジェクト単位など）を設ける等柔軟な運営体制を構築すること ・各活動団体の代表者のみならず会員も含め、広く会い、話せる機会を作るよう配慮すること
キ）活動に広がりを持たせるため、自治体、地域の経済団体・企業等既存組織との効果的連携を推進する。		2）ルート運営のあり方 ・自治体、地域の経済団体・企業等既存組織との連携を積極的に行い、活動の広がりに取り組むこと
ク）ルート運営・活動の活発化のため、民間企業からの支援や自主的な資金調達に努める。		4 10年後を見据えた取り組みの展開 1）シーニックバイウェイ北海道の取組にあたって考慮すべき事項 ルート運営の活性化 ・また、各ルートは、民間企業の支援・連携、クラウドファンディングなど新たな手法の活用など、自主的な資金の獲得を目指すこと。
（3）全道的推進の基本方針 シーニックバイウェイ北海道の持続的推進を円滑に図るため、以下のような点に留意する。	（3）全道的推進の基本方針 シーニックバイウェイ北海道の持続的推進を円滑に図るため、以下のような点に留意する。	
ア）構成機関は、それぞれの役割に応じて、指定されたルートへの情報提供などシーニックバイウェイ北海道の推進に努める。	ア）構成機関は、それぞれの役割に応じて、指定されたルートへの情報提供などシーニックバイウェイ北海道の推進に努める。	
イ）民間団体・企業等との効果的連携活動を推進する。	イ）民間団体・企業等との効果的連携活動を推進する。	
ウ）活動内容の公開性、発展性を確保するため、積極的に広報活動を行うとともに、全国に向けて情報を発信する。	ウ）活動内容の公開性、発展性を確保するため、積極的に広報活動を行うとともに、全国に向けて情報を発信する。	
エ）全道会議、ブロック別会議、フォーラム開催など、ルート間連携のための取り組みを積極的に推進する。	エ）全道会議やフォーラム開催など、ルート間連携のための取り組みを積極的に推進する。	
オ）一年を通じた北海道観光の創造、また、全道的な意識向上を進めるシーニックバイウェイ北海道の認知度向上を図るため、集中活動月間等による制度を説明できる全道的・象徴的な取り組みを推進する。	オ）一年を通じた北海道観光の創造、また、全道的な意識向上を進めるため、集中活動月間等による取り組みを推進する。	3 これまでの課題を踏まえた対応方針 5）認知度の向上 ・推進協議会においては、単なる広報イベントのみならず、制度をわかりやすく説明できる全道的・象徴的な活動に取り組むこと。特に「シーニックバイウェイ」という制度名と合っ

		た景観、風景に関する象徴的活動に取り組むことが必要である。
力) 成功事例の積極的創出や啓発・普及のために、表彰制度を創設する。	力) 成功事例の積極的創出や啓発・普及のために、表彰制度を創設する。	
キ) 北海道全体のブランド形成を図るとともに、統一的な目標を保つために、シンボルマーク・ロゴを設定する。	キ) 北海道全体のブランド形成を図るとともに、統一的な目標を保つために、シンボルマーク・ロゴを設定する。	
ク) 制度運用やルート運営面において、活動団体等と行政との連携やシーニックバイウェイ北海道の基礎的な調査・研究・広報を実施するための支援組織を指定するなど持続的推進に努める。指定された支援組織はルート運営・活動をサポートする人材(「ルートコーディネーター」)を配置する。	ク) 制度運用やルート運営面において、活動団体と行政との連携やシーニックバイウェイ北海道の基礎的な調査・研究を実施するための支援組織を指定するなど持続的推進に努める。	3 これまでの課題を踏まえた対応方針 4) ルートコーディネーターのあり方 ・ルートコーディネーターの役割を「推進協議会指定の支援団体であるシーニックバイウェイ支援センター」が明確に示すこと
ケ) ルートコーディネーターは、ルート活動団体の発案を把握し、関係団体、行政等を含め実現に向けた調整に努めるとともに、自らも活動内容の企画提案、財政援助に関する制度を活用提案するなど、地域資源の活用が雇用や収入として循環するように努める。		3 これまでの課題を踏まえた対応方針 4) ルートコーディネーターのあり方 ・ルートコーディネーターは、ルートの活動団体の発案を把握し、その実現に向け、関係団体、行政等も含め企画・調整を行う者である。また、ルートコーディネーター自らが発案・企画し、地域資源の掘り起こしや人材等のマッチング、さらには財政援助に関する制度の活用を活動団体に提案することにより、地域資源の活用が地域の雇用や収入として循環するように努めること
ケコ) 国内外の米国シーニックバイウェイ、日本風景街道、道の駅、我が村は美しく、みなとオアシスなど、他の施策との連携による相乗効果の創出に努める。	ケ) 米国シーニックバイウェイとの連携による相乗効果の創出に努める。	4 10年後を見据えた取り組みの展開 1) シーニックバイウェイ北海道の取り組みにあたって考慮すべき事項 国、地方計画等との整合 シーニックバイウェイの取り組みが北海道総合開発計画、地方創生のビジョン、総合戦略、AP2015などと整合が図られ、相乗効果が生まれるよう努めること。特に「道の駅」「我が村は美しく運動」「みなとオアシス」など他の活動、施策との連携に取り組むこと
コサ) 多言語による広報など、来道する外国人観光客へ配慮すること。	コ) 多言語による広報など、来道する外国人観光客へ配慮すること。	
サシ) シーニックバイウェイ北海道の取り組みにおいては、CO2の削減など地球環境へ配慮すること。	サ) シーニックバイウェイ北海道の取り組みにおいては、CO2の削減など地球環境へ配慮すること。	
シス) 上記に示す事項について、迅速な実施体制を確立する。	シ) 上記に示す事項について、迅速な実施体制を確立する。	
(4) ルート活動推進の基本方針 ルート活動の持続的な推進を図るため、以下のような点に留意する。		

ア) ルート活動に、若年層、高年齢層を含めた多様な参加を促すため、ルート活動の周知は地域における多様な広報主体の活用や広報手法の工夫を行うこと。その際、シーニックバイウェイ北海道の意義、目的などを伝えられるよう努める。		3 これまでの課題を踏まえた対応方針 5) 認知度の向上 ・各ルートにおいては、ルート活動を周知し、若年層、高年齢層を含めた多様な参加を促すため、地域における多様な広報主体の活用や、手法の工夫を行うこと。また、活動に参加する人がシーニックバイウェイの意義、目的などを伝えられるよう努めること。
イ) 地域情報の発信は、観光協会、商工会、商店街等との連携に努め、地域への来訪意欲、地域での消費を促すことを意識した広報を推進すること。その際、旅行閑散期の集客、外国人ドライブ観光客を地域の商店街や観光施設に立ち寄る機会の増加・消費を促すことを意識することが必要である		3 これまでの課題を踏まえた対応方針 5) 認知度の向上 ・推進協議会及び各ルートは、近年増加する外国人観光客、特に急増する外国人ドライブ観光客がより地域の中心市街地の食堂、商店、観光施設等へ立ち寄る機会を増加させ、消費を促すことを意識した広報を推進すること 4 10年後を見据えた取り組みの展開 2) 今後の取組の視点 地域情報の発信 ・各ルートは、地域の観光協会、商工会、商店街などの企画等と連携した広報に取り組むこと。その際、ルートの来訪を促すための「地域の見どころを巡るツアー」「地域の文化を語る観光ガイドの育成・連携」などのルートを紹介できる仕組みを構築すること 住者、観光客の受け入れ環境整備 ・各ルートは、旅行閑散期の集客を意識した観光資源の発掘・開発と、四季を通じた地域の魅力発信を行うこと
ウ) 各活動の目的を明確にし、特に経済的活動については数値的目標を設定するなど、成果主義的な視点による評価を行い持続的な活動となるよう努めること		4 10年後を見据えた取り組みの展開 1) シーニックバイウェイ北海道の取り組みにあたって考慮すべき事項 経済的活動、地方創生、地域活性化に向けた先駆的な取組の展開 ・ルート運営においては、各活動がどのような目的で行われているかを明確にし、特に経済的活動については数値的目標を設定するなど成果主義的な視点による評価により持続的な活動となるよう努めること。
エ) ルートが保有する資源を活かした商品、体験メニュー、体験ツアー等の開発、観光ガイドの育成・連携、売り込み等、観光客が地域内で長時間滞在し、消費を拡大させることを促す取組を推進することが必要である。		4 10年後を見据えた取り組みの展開 2) 今後の取り組みの視点 地域経済の活性化に向けた取り組み ・各ルートは、ルート内外で活動する既存団体、企業等と連携し、ルートが保有する資源を活かした商品、体験メニュー等の開発、それら商品の売り込み、観光客が地域内で長時間滞

		在することによる消費拡大に取り組むこと。特に中心市街地の商店街等への誘導と購買意欲の向上に向けた取組（外国人にもわかりやすい案内・表示、商品への推奨マークの貼付など）を積極的に進めること。 地域情報の発信 ・各ルートは、地域の観光協会、商工会、商店街等の企画等と連携した広報に取り組むこと。その際、ルートの来訪を促すための「地域の見どころを巡るツアー企画」、「地域の文化を語れる観光ガイドの育成・連携」などのルートを紹介できる仕組みを構築すること
オ）景観や観光・文化・自然等の地域資源の発掘・創出、サイクリング、文化、歴史など、国際的にもテーマ性・趣味性が高い活動を展開するとともに、多様な観光形態に対応した観光交通の確保にも配慮することが必要である。		4 10年後を見据えた取り組みの展開 2) 今後の取り組みの視点 移住者、観光客の受け入れ環境整備 ・各ルートは、「住んで良し、訪れて良し」の愛着と誇りを持てる地域となるよう、景観や観光・文化・自然等の地域資源の発掘・創出に一層取り組むとともに、これらの活用のため、地域資源の維持、磨き上げ、広報する仕組みを構築すること ・各ルートは、サイクリング、フットパス、文化（縄文、アイヌなど）、歴史（開拓史など）、自然（バードウォッチングなど）など、国際的にもテーマ性・趣味性が高く、地域滞在、地域理解が進む活動の展開を図ること ・各ルートは、多様な観光形態に対応した観光交通の確保（スイスモビリティ等）に配慮すること。

改正案	現行	課題等
第一章総則 (目的) 第一条 この要綱は、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全、改善等による美しい景観づくり、活力ある地域づくり及び魅力ある観光空間づくりを行うシーニックバイウェイ北海道の推進に関し必要な事項を定めるものである。	第一章総則 (目的) 第一条 この要綱は、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全、改善等による美しい景観づくり、活力ある地域づくり及び魅力ある観光空間づくりを行うシーニックバイウェイ北海道の推進に関し必要な事項を定めるものである。	
(定義) 第二条 この要綱において「地域住民等」とは、北海道内の任意の地域の住民及び当該地域において活動する民間の団体をいう。 2 この要綱において「ルート運営代表者会議」とは、次項に規定する活動団体の代表者により構成される会議をいう。 3 この要綱において「活動団体」とは、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を行う民間の団体（特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体を除く。）であって、当該地域の住民が主体となって構成するものをいう。	(定義) 第二条 この要綱において「地域住民等」とは、北海道内の任意の地域の住民及び当該地域において活動する民間の団体をいう。 2 この要綱において「ルート運営代表者会議」とは、次項に規定する活動団体の代表者により構成される会議をいう。 3 この要綱において「活動団体」とは、北海道内の任意の地域において景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を行う民間の団体（特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体を除く。）であって、当該地域の住民が主体となって構成するものをいう。	
第二章シーニックバイウェイ北海道推進協議会 (設置) 第三条 シーニックバイウェイ北海道に関する取組を円滑かつ効果的に推進するため、シーニックバイウェイ北海道推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。	第二章シーニックバイウェイ北海道推進協議会 (設置) 第三条 シーニックバイウェイ北海道に関する取組を円滑かつ効果的に推進するため、シーニックバイウェイ北海道推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。	
(構成) 第四条 推進協議会は、別表に掲げる団体及び機関の長（以下「推進協議会構成員」という。）をもって構成する。 2 推進連絡会は、別表2に掲げる団体及び機関（以下「推進連絡会構成員」という。）をもって構成する。 別表1（第四条第一項関係）—1 平成17年10月1日東北海道地区自然保護事務所及び西北海道地区自然保護事務所が再編され発足。 北海道商工会議所連合会 北海道経済連合会 北海道商工会連合会 北海道観光振興機構 日本観光振興協会北海道支部 日本旅行業協会北海道支部 北海道農業協同組合中央会 北海道林業協会 日本自動車連盟北海道	(構成) 第四条 推進協議会は、別表に掲げる団体及び機関の長（以下「推進協議会構成員」という。）をもって構成する。 別表（第四条関係） 1 平成17年10月1日東北海道地区自然保護事務所及び西北海道地区自然保護事務所が再編され発足。 北海道商工会議所連合会 北海道経済連合会北海道商工会連合会 北海道観光振興機構 日本観光協会北海道支部 日本旅行業協会北海道支部 北海道農業協同組合中央会 北海道林業協会 日本自動車連盟北海道本部	3 これまでの課題を踏まえた対応方針 1) 推進協議会のあり方 ・ 推進協議会は、主体的立場で推進に係わる期間で構成し、間接的な立場で支援に係わる機関は、支援機関として推進体制の明確化を図ること

シーニックバイウェイ北海道実施要綱の一部改訂 新旧対照表

「・は、事実。■アンケート調査結果。●会議での発言。 推進協議会の考え。」

本部 北海道市長会 北海道町村会 北海道 林野庁北海道森林管理局 経済産業省北海道経済産業局 環境省北海道地方環境事務所 国土交通省北海道運輸局 国土交通省北海道開発局	北海道市長会 北海道町村会 北海道 林野庁北海道森林管理局 経済産業省北海道経済産業局 環境省北海道地方環境事務所 1 国土交通省北海道運輸局 国土交通省北海道開発局	
(会務) 第五条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道制度（この要綱の第三章及び第四章に規定されたものをいう。以下同じ。）の推進その他シーニックバイウェイ北海道に関する取組の企画及び立案並びに推進を行うものとする。	(会務) 第五条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道制度（この要綱の第三章及び第四章に規定されたものをいう。以下同じ。）の推進その他シーニックバイウェイ北海道に関する取組の企画及び立案並びに推進を行うものとする。	
(会長) 第六条 推進協議会に会長を置く。 2 会長は、推進協議会構成員の互選により選任する。 3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。	(会長) 第六条 推進協議会に会長を置く。 2 会長は、推進協議会構成員の互選により選任する。 3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。	
(副会長) 第七条 推進協議会に副会長一名乃至複数名を置く。 2 副会長は、会長が任命する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。	(副会長) 第七条 推進協議会に副会長一名乃至複数名を置く。 2 副会長は、会長が任命する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。	
(推進協議会の運営) 第八条 推進協議会は、必要に応じ会長が招集し開催するものとする。	(推進協議会の運営) 第八条 推進協議会は、必要に応じ会長が招集し開催するものとする。	
(幹事会運営会議) 第九条 推進協議会は 幹事会運営会議 を置く。 2 幹事会運営会議 は、推進協議会構成員がそれぞれの団体又は機関の中から任命した者（以下「 幹事 」という。）をもって構成する。 3 運営会議は、必要に応じて、推進協議会支援機関及び有識者等に、参加を要請することができるものとする。 3-4 幹事会運営会議は、北海道におけるシーニックバイウェイの取組を推進するため、に必要な具体的事項に関する企画及び立案並びに推進を行うものとする各ルートの活動計画に関して、構成機関の制度など必要な助言、構成機関及び支援機関によるルート活動への支援等の調整を行うものとする。 4 本条に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は運営会議により定める。	(幹事会) 第九条 推進協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、推進協議会構成員がそれぞれの団体又は機関の中から任命した者（以下「幹事」という。）をもって構成する。 3 幹事会は、北海道におけるシーニックバイウェイの取組を推進するために必要な具体的事項に関する企画及び立案並びに推進を行うものとする。	3 これまでの課題を踏まえた対応方針 1) 推進協議会のあり方 ・推進協議会を構成する組織において、その運営について、定期的（年数回～6回）な 意見交換が可能な者による会議の場（部会方式など）を構築すること 。その際、推進協議会構成組織が実施する各種事業、広報について、各ルートの運営と連携する仕組みも構築すること
(幹事長) 第十条 幹事会に幹事長を置く。 2 幹事長は、幹事の互選により選任する。 3 幹事長は、幹事会の事務を総括する。	(幹事長) 第十条 幹事会に幹事長を置く。 2 幹事長は、幹事の互選により選任する。 3 幹事長は、幹事会の事務を総括する。	

4—前条及び本条に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。	4 前条及び本条に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。	
(運営会議の運営) 第十条 運営会議は、必要に応じ運営会議事務局が招集し開催するものとする。		
(ルート審査委員会) 第十一条 推進協議会に、ルート審査委員会を置く。 2 ルート審査委員会は、会長が任命する学識経験者等複数名をもって構成する。 3 ルート審査委員会は、推進協議会の求めに応じてシーニックバイウェイ北海道の推進に関する事項を調査審議するものとする。 4 前項に規定する事務のほか、ルート審査委員会は、必要に応じ、推進協議会に対して、シーニックバイウェイ北海道の推進に関する意見を提出することができるものとする。 5 推進協議会は、前項の意見の提出があったときには、これに配慮するよう努めるものとする。	(ルート審査委員会) 第十一条 推進協議会に、ルート審査委員会を置く。 2 ルート審査委員会は、会長が任命する学識経験者等複数名をもって構成する。 3 ルート審査委員会は、推進協議会の求めに応じてシーニックバイウェイ北海道の推進に関する事項を調査審議するものとする。 4 前項に規定する事務のほか、ルート審査委員会は、必要に応じ、推進協議会に対して、シーニックバイウェイ北海道の推進に関する意見を提出することができるものとする。 5 推進協議会は、前項の意見の提出があったときには、これに配慮するよう努めるものとする。	
(委員長) 第十二条 ルート審査委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。 2 委員長は、会務を総括し、ルート審査委員会を代表する。	(委員長) 第十二条 ルート審査委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。 2 委員長は、会務を総括し、ルート審査委員会を代表する。	
(委員長への委任) 第十三条 前二条に定めるもののほか、ルート審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。	(委員長への委任) 第十三条 前二条に定めるもののほか、ルート審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。	
(アドバイザー) 第十四条 推進協議会にアドバイザーを置くことができる。 2 アドバイザーは、求めに応じ、北海道におけるシーニックバイウェイの取組の推進について意見を述べるものとする。 3 アドバイザーは、会長が任命する。	(アドバイザー) 第十四条 推進協議会にアドバイザーを置くことができる。 2 アドバイザーは、求めに応じ、北海道におけるシーニックバイウェイの取組の推進について意見を述べるものとする。 3 アドバイザーは、会長が任命する。	
(事務局) 第十五条 推進協議会及び運営会議の事務局は、国土交通省北海道開発局に置く。	(事務局) 第十五条 推進協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局に置く。	
(会長への委任) 第十六条 第三条から前条までに定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。	(会長への委任) 第十六条 第三条から前条までに定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。	

第三章シーニックバイウェイ北海道推進基本方針 第十七条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「シーニックバイウェイ北海道推進基本方針」という。）を策定するものとする。 2 推進協議会は、情勢の推移により必要が生じたときは、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を変更するものとする。 3 推進協議会は、第一項の規定による策定又は前項の規定による変更をした場合には、遅滞なく、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を公表するものとする。	第三章シーニックバイウェイ北海道推進基本方針 第十七条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「シーニックバイウェイ北海道推進基本方針」という。）を策定するものとする。 2 推進協議会は、情勢の推移により必要が生じたときは、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を変更するものとする。 3 推進協議会は、第一項の規定による策定又は前項の規定による変更をした場合には、遅滞なく、シーニックバイウェイ北海道推進基本方針を公表するものとする。	
第四章シーニックバイウェイルートの指定等 （シーニックバイウェイルートの指定） 第十八条 推進協議会は、活動団体が景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を主体的に行う地理的範囲であって、その中心となる道路並びに当該道路の利用者の視野の範囲とみなされる区域及びその周辺区域（以下「ルート」という。）を、ルート運営代表者会議の提案に基づき、シーニックバイウェイルートとして指定するものとする。 2 前項の規定により指定されたルートの名称は、次項第二号に基づきルート運営代表者会議から提出された愛称のうちから選ばれるものとする。 3 ルート運営代表者会議は、第一項の規定によりルート指定の提案を行おうとするときは、指定の提案をしようとするルートに係る次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「ルート運営活動計画」という。）を提出するものとする。 一 当該ルートの地理的範囲に関する事項 二 当該ルートの愛称に関する事項 三 当該ルートの特性と課題に関する事項 四 当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項 五 当該ルートの目標及び基本方針に関する事項 六 当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項 七 当該ルートの運営・組織体制に関する事項 八 当該ルートの活動団体の参加に関する事項 4 ルート運営代表者会議は、前項の規定により作成したルート運営活動計画を推進協議会に提出しようとする	第四章シーニックバイウェイルートの指定等 （シーニックバイウェイルートの指定） 第十八条 推進協議会は、活動団体が景観その他の地域資源の保全、改善等に資する活動を主体的に行う地理的範囲であって、その中心となる道路並びに当該道路の利用者の視野の範囲とみなされる区域及びその周辺区域（以下「ルート」という。）を、ルート運営代表者会議の提案に基づき、シーニックバイウェイルートとして指定するものとする。 2 前項の規定により指定されたルートの名称は、次項第二号に基づきルート運営代表者会議から提出された愛称のうちから選ばれるものとする。 3 ルート運営代表者会議は、第一項の規定によりルート指定の提案を行おうとするときは、指定の提案をしようとするルートに係る次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「ルート運営活動計画」という。）を提出するものとする。 一 当該ルートの地理的範囲に関する事項 二 当該ルートの愛称に関する事項 三 当該ルートの特性と課題に関する事項 四 当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項 五 当該ルートの基本方針に関する事項 六 当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項 4 ルート運営代表者会議は、前項の規定により作成したルート運営活動計画を推進協議会に提出しようとする	3 これまでの課題を踏まえた対応方針 1）推進協議会のあり方 ・ ルート活動団体の総意による、ルートの目標、代表・事務局の選出、運営・組織体制、ルート活動団体の参加ルールの構築と定期的な点検・改善を行うこと

「・は、事実。■アンケート調査結果。●会議での発言。 推進協議会の考え。」

きは、指定の提案をしようとするルートの区域を管轄する市町村の長の意見を添えるものとする。 5 推進協議会は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 6 ルート審査委員会は、前項の意見を求められた場合において、提案されたルートが次の各号に掲げる要件に照らしてシーニックバイウェイルートとして指定を受けることが適当と認められるときは、指定の推薦をするものとする。 一 当該ルートが優れた景観資源（潜在的資源を含む。）を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ（潜在的資源を含む。）について優位性が認められること 二 提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること 三 地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること 四 ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること 7 推進協議会は、第一項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。	きは、指定の提案をしようとするルートの区域を管轄する市町村の長の意見を添えるものとする。 5 推進協議会は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 6 ルート審査委員会は、前項の意見を求められた場合において、提案されたルートが次の各号に掲げる要件に照らしてシーニックバイウェイルートとして指定を受けることが適当と認められるときは、指定の推薦をするものとする。 一 当該ルートが優れた景観資源（潜在的資源を含む。）を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ（潜在的資源を含む。）について優位性が認められること 二 提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること 三 地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること 四 ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること 7 推進協議会は、第一項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。	
（ルート運営行政連絡会議） 第十九条 別表に掲げられている行政団体及び機関のうち、前条第一項の規定によりシーニックバイウェイルートとして指定された地理的範囲を管轄する出先機関を有するものは、当該ルートに係るルート運営活動計画の推進を支援することを目的として当該出先機関により構成される連絡会議（以下「ルート運営行政連絡会議」という。）を設置するものとする。 2 前項の出先機関は、関係市町村（前条第一項の規定によりシーニックバイウェイルートとして指定された地理的範囲を管轄する市町村をいう。以下同じ。）に対し、ルート運営行政連絡会議への参加を要請するものとする。 3 推進協議会構成員は、関係市町村への呼びかけその他第一項に基づくルート運営行政連絡会議の設置に必要な協力を行うものとする。	（ルート運営行政連絡会議） 第十九条 別表に掲げられている行政団体及び機関のうち、前条第一項の規定によりシーニックバイウェイルートとして指定された地理的範囲を管轄する出先機関を有するものは、当該ルートに係るルート運営活動計画の推進を支援することを目的として当該出先機関により構成される連絡会議（以下「ルート運営行政連絡会議」という。）を設置するものとする。 2 前項の出先機関は、関係市町村（前条第一項の規定によりシーニックバイウェイルートとして指定された地理的範囲を管轄する市町村をいう。以下同じ。）に対し、ルート運営行政連絡会議への参加を要請するものとする。 3 推進協議会構成員は、関係市町村への呼びかけその他第一項に基づくルート運営行政連絡会議の設置に必要な協力を行うものとする。	

「・は、事実。■アンケート調査結果。●会議での発言。 推進協議会の考え。」

4 ルート運営行政連絡会議には、第一項の出先機関及び関係市町村以外の団体等が参加することができるものとする。 5 ルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関は、それぞれの立場から連携してルート運営活動計画の推進に資する取組を実施するものとする。 6 ルート運営行政連絡会議は、ルートからの協力要請、課題等を事前に共有し、各機関において支援メニューの事前検討、議題に応じた会議参加者の調整を行うなど、ルート運営に係わる意見交換、協力要請等が十分に行われる会議運営を行うものとする	4 ルート運営行政連絡会議には、第一項の出先機関及び関係市町村以外の団体等が参加することができるものとする。 5 ルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関は、それぞれの立場から連携してルート運営活動計画の推進に資する取組を実施するものとする。	3 これまでの検討課題を踏まえた対応方針 3) ルート運営行政連絡会議のあり方 ・ルートからの協力要請、課題等を事前に共有し、各機関において支援メニューの事前検討、議題に応じた会議参加者の調整を行うなど、ルート運営に係わる意見交換、協力要請等が十分に行われる会議運営を行うこと
(ルート運営状況の報告等) 第二十条 ルート運営代表者会議は、毎年、ルート運営活動計画の推進状況について、推進協議会に報告するものとする。 2 前項の報告には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。 - 一 ルート運営活動計画の進捗状況 - 二 活動団体の活動状況及び課題 - 三 ルート運営活動計画の推進体制の状況及び課題 3 ルート運営代表者会議は、次年度の活動計画(案)について、ルートの企画運営に携わる活動団体等による会議において作成し、前年度10月迄に推進協議会の求めに応じて提出できるものとする。 3-4 ルート運営行政連絡会議は、毎年、当該連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組の状況及び課題について推進協議会に報告するものとする。 4-5 推進協議会は、第一項及び前項の報告を受けたときは、必要に応じ、ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議に対し、ルート運営(活動団体が行うルート運営活動計画の推進に関する取組並びにルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組をいう。以下同じ。)の改善等に関する助言を行うことができるものとする。 5-6 推進協議会は、前項の助言をするときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴くものとする。 6-7 ルート審査委員会は、前項の意見を求められたとき	(ルート運営状況の報告等) 第二十条 ルート運営代表者会議は、毎年、ルート運営活動計画の推進状況について推進協議会に報告するものとする。 2 前項の報告には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。 - 一 ルート運営活動計画の進捗状況 - 二 活動団体の活動状況及び課題 - 三 ルート運営活動計画の推進体制の状況及び課題 3 ルート運営行政連絡会議は、毎年、当該連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組の状況及び課題について推進協議会に報告するものとする。 4 推進協議会は、第一項及び前項の報告を受けたときは、必要に応じ、ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議に対し、ルート運営(活動団体が行うルート運営活動計画の推進に関する取組並びにルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組をいう。以下同じ。)の改善等に関する助言を行うことができるものとする。 5 推進協議会は、前項の助言をするときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴くものとする。 6 ルート審査委員会は、前項の意見を求められたとき	3 これまでの課題を踏まえた対応方針 2) ルート運営のあり方 ・ルート活動団体の総意による、ルートの目標、代表・事務局の選出、運営・組織体制、ルート活動団体の参加ルールの構築と定期的な点検・改善を行うこと ・ルート運営活動計画については、毎年度末までに当年度の活動結果、次年度の活動計画を報告することとなっているが、旅行商品の反映やイベント等との連携を考慮すると次年度の活動計画は前年度秋までに策定、報告すること

「・は、事実。■アンケート調査結果。●会議での発言。 推進協議会の考え。」

は、必要に応じ、当該ルート運営代表者会議又はルート運営行政連絡会議に対し資料の提出を求めることができるとともに、自ら調査を行うことができるものとする。 7 8 推進協議会は、第一項及び第三四項の報告を受けたとき並びに第四五項の助言を行うときには、その内容を公表するものとする。 8 9 推進協議会は、第一項及び第三四項の報告があったルートについて、必要に応じ、ルート運営行政連絡会議に参加していない行政機関等への連携の働きかけ等の支援措置を講ずることができるものとする。	は、必要に応じ、当該ルート運営代表者会議又はルート運営行政連絡会議に対し資料の提出を求めることができるとともに、自ら調査を行うことができるものとする。 7 推進協議会は、第一項及び第三項の報告を受けたとき並びに第四項の助言を行うときには、その内容を公表するものとする。 8 推進協議会は、第一項及び第三項の報告があったルートについて、必要に応じ、ルート運営行政連絡会議に参加していない行政機関等への連携の働きかけ等の支援措置を講ずることができるものとする。	
(ルート運営活動の点検) 第二十一条 地域の活動団体等、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、5年を目安に推進協議会及び有識者等によるルート視察、意見交換や自主的な点検・改善を行うものとする。 - 一 目指すべきルートの目標 - 二 ルートの活動状況 - 三 ルートの運営体制 等		3 これまでの課題を踏まえた対応方針 2) ルート運営あり方 ・ルート活動団体の総意による、ルートの目標、代表・事務局の選出、運営・組織体制、ルート活動団体の参加ルールの構築と定期的な点検・改善を行うこと
(ルート運営活動計画の変更) 第二十二条 ルート運営代表者会議は、ルート運営活動計画を変更したときは、遅滞なく推進協議会に届け出るものとする。 2 推進協議会は、前項の届出があったときにおいて、ルート運営活動計画の変更の内容が第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものと認められる場合は、改めてシーニックバイウェイルートとしての指定を行うものとする。 3 推進協議会は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 4 推進協議会は、第二項の指定をしようとするときは、必要に応じて関係市町村の長に意見を求めるものとする。 5 推進協議会は、第二項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。	(ルート運営活動計画の変更) 第二十一条 ルート運営代表者会議は、ルート運営活動計画を変更したときは、遅滞なく推進協議会に届け出るものとする。 2 推進協議会は、前項の届出があったときにおいて、ルート運営活動計画の変更の内容が第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものと認められる場合は、改めてシーニックバイウェイルートとしての指定を行うものとする。 3 推進協議会は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 4 推進協議会は、第二項の指定をしようとするときは、必要に応じて関係市町村の長に意見を求めるものとする。 5 推進協議会は、第二項に基づく指定をしたときは、その旨を公表するものとする。	

(ルート指定の取消) 第二十二三条 推進協議会は、第二十条第四五項または第二十一条第二項に基づきルート運営の改善に関する助言を繰り返し行ったルートにおいて、その後十分な改善が行われていないと認められるときには、当該ルートの指定を取り消すことができる。 2 推進協議会は、前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 3 推進協議会は、第一項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。	(ルート指定の取消) 第二十二条 推進協議会は、第二十条第四項に基づきルート運営の改善に関する助言を繰り返し行ったルートにおいて、その後十分な改善が行われていないと認められるときには、当該ルートの指定を取り消すことができる。 2 推進協議会は、前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 3 推進協議会は、第一項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。	
第二十三四条 推進協議会は、第二十二二条第一項の規定により届出のあったルート運営活動計画の変更の内容が、第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十二二条第二項に基づく指定を行うことが適当でないと認められる場合は、当該変更を届け出たルート運営代表者会議に対して、当該変更についての再検討を要請するものとする。 2 前項の要請を受けたルート運営代表者会議は、推進協議会に対して再検討の結果を報告するものとする。 3 推進協議会は、前項の報告がない場合又は前項の報告の内容が依然として第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十二二条第二項に基づく指定を行うことが適当でないと認められる場合は、当該ルートの指定を取り消すことができる。 4 推進協議会は、第一項の要請及び前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 5 推進協議会は、第三項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。	第二十三条 推進協議会は、第二十一条第一項の規定により届出のあったルート運営活動計画の変更の内容が、第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十一条第二項に基づく指定を行うことが適当でないと認められる場合は、当該変更を届け出たルート運営代表者会議に対して、当該変更についての再検討を要請するものとする。 2 前項の要請を受けたルート運営代表者会議は、推進協議会に対して再検討の結果を報告するものとする。 3 推進協議会は、前項の報告がない場合又は前項の報告の内容が依然として第十八条第一項に基づき行われた当該ルートのシーニックバイウェイルートとしての指定の判断に影響を与えるものであり、かつ、第二十一条第二項に基づく指定を行うことが適当でないと認められる場合は、当該ルートの指定を取り消すことができる。 4 推進協議会は、第一項の要請及び前項の取消を行うときは、あらかじめルート審査委員会の意見を聴かなければならない。 5 推進協議会は、第三項の取消を行った場合には、その旨を公表しなければならない。	
第二十五条 ルート運営代表者会議は、ルート運営活動計画を取り下げるときは、遅滞なく推進協議会に届け出るものとする。 2 推進協議会は、第一項の届出があったときにおいて、当該ルートの指定を取り消すことができる。 3 推進協議会は、第二項の指定の取り消しをしようとするときは、必要に応じて関係市町村の長に意見を求めるものとする。		

4 推進協議会は、第二項に基づく指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。		
(要綱の見直し) 第二十四六条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道の円滑かつ効果的な推進を図るため、指定されたルートにおけるルート運営を通じて得られた課題等を踏まえ、必要に応じてこの要綱の規定の見直しを行うものとする。	(要綱の見直し) 第二十四条 推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道の円滑かつ効果的な推進を図るため、指定されたルートにおけるルート運営を通じて得られた課題等を踏まえ、必要に応じてこの要綱の規定の見直しを行うものとする。	
第五章 雑則 協力団体及び機関 (推進協議会幹事会への委任) 第二十五条—この要綱に定めるもののほか、シーニックバイウェイ北海道制度を実施するために必要な事項については、推進協議会において定める。 (協力団体及び機関) 第二十七条 シーニックバイウェイ北海道の推進に際し、広報等の間接的な協力が得られる団体及び機関を協力団体及び機関として位置付ける。 2 協力団体及び機関の位置付は推進協議会事務局において受付け推進協議会への報告をもって定めるものとする。 3 協力団体及び機関は、別表2に掲げる団体及び機関をもって構成する。 別表2 (第二十七条第3項関係) 北海道農業協同組合中央会 北海道林業協会 北海道市長会 北海道町村会	第五章雑則 (推進協議会幹事会への委任) 第二十五条 この要綱に定めるもののほか、シーニックバイウェイ北海道制度を実施するために必要な事項については、推進協議会幹事会において定める。	
附則 (施行日) 第一条 この要綱は、平成17年3月11日に施行する。 この要綱は、平成28年●月●日に施行する。	附則 (施行日) 第一条 この要綱は、平成17年3月11日に施行する。	